

連載

知っていますか？ 自治基本条例

No.3

今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「市長」「市長等」「市職員」の役割と責務について紹介します。

市長の役割・責務 (第15条)

名寄市の代表として、市民の信託に応え、地方自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の運営に当たらなければならない。



市長等の役割・責務 (第16条)

※市長等＝議会、議員、市長、その他執行機関

市民への説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならない。
常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思的

確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

具体的な取り組み

- ・議会広報、市広報の発行
- ・議会報告会
- ・まちづくり懇談会
- ・市長室開放事業 など



市長その他の任命権者は、職員に適切な登用および配置に努めるとともに、職員の能力の開発および育成に努めなければならない。

具体的な取り組み

- ・職員採用における社会人枠の設定など多様な人材の登用
- ・人事交流
- ・職員研修 など



市職員の役割・責務 (第17条)

市民全体の奉仕者としての自覚をもち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

まちづくりの専門スタッフとしての自覚をもち、自らの職務上の能力の向上に努めなければならない。
まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。



具体的な取り組み

- ・職員提案制度による実務等改善の提案
- ・接遇マニュアルの実践や研修の実施
- ・自主グループによる研修
- ・出前トーク など

市職員一同、自覚をもって努力してまいります。



問い合わせ

企画課企画調整係
(名寄庁舎3階)
☎01654③2111
(内線3308)
FAX 01654③9083

募集期間

1月13日(火)
～2月27日(金)

※土日祝除く
9時～17時

「雪が多く寒い名寄の冬を楽しく過ごす！」市民や観光客などにも喜んでもらえるように工夫している家やお店の写真を募集します。わがまちのきれいを自慢しましょう！

募集内容 イルミネーションや雪像、アイスキャンドル、雪はね(除雪)をきれいにしているなど、市内をきれいにしている家やお店の写真

展示期間 3月5日(木)～19日(木)

展示場所 駅前交流プラザ「よーな」エントランスホール

作品規定 サイズ自由。現像したものまたはデータでも提出可。どんなカメラ(デジカメ、携帯電話、インスタントカメラなど)でもOK！

出品点数 ひとり2点まで

その他 賞などは設けませんが、出展者には記念品を贈呈します。作品は返却しますので展示終了後、なよろ観光まちづくり協会(駅前交流プラザ「よーな」内)まで取りにきてください。

申し込み・問い合わせ 営業戦略課(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3343)

わがまちきれい
自慢展
展示する作品を
募集します！